

	イ 収入合計額が120万円以上130万円未満※ ・所得証明書の余白に通勤手当の支給の有無を記入してください。 ・通勤手当が支給されている場合は、<u>令和5年1月から令和5年12月までの通勤手当支給額を所得証明書の余白に記入してください。</u> ※ 障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、120万円を170万円に、130万円を180万円に読み替えてください。 ● 別紙5「同意書」を提出された方で所得情報照会の結果、上記アイに該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。
所得証明書に記載されない年金を受給している者 (遺族・障害年金、年金生活者支援給付金等)	① 「(1) 必須書類」 ② 該当する年金に係る令和5年度の年金改定通知書の写し又は振込通知書の写し
個人年金を受給している者	① 「(1) 必須書類」 ② 受給している個人年金の年金額がわかる書類の写し(令和5年度の年金額) ③ 確定申告している場合は、確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)
事業所得、農業所得、不動産所得等がある場合 (マイナスの場合も必ず提出)	① 「(1) 必須書類」 ② 確定申告書の写し及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) (*2)
株等譲渡収入・配当所得等がある場合	① 「(1) 必須書類」 ② NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ・証券会社が発行する年間取引報告書の写し ③ 確定申告をしている場合 ・確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) ・株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
その他の所得がある場合	① 「(1) 必須書類」 ② 収入額が把握できる証明書等の写し

資料1 所得に関する証明書類について

- (※1) 令和5年1月（最長の場合。給与の支給状況によって異なります。）から現在までを証明しているもの（P17の記入例を参照）。
- 人手不足による労働時間延長等により一時的に増加した場合の特例を受けることを希望する場合は、別紙3-2「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（P18）及び別紙3-3「給与等に関する証明書（一時的な収入変動あり）」（P19）を提出してください。（他の収入の状況により特例を受けられない場合もあります。）
- (※2) 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等（持続化給付金・雇用調整助成金等（通知内P3、「4 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金の取扱いについて」参照）を受給している場合は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せて御提出をお願いします。

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなれません。速やかに、取消しの手続をしてください。

2. 通常の扶養義務者の所得に関する証明書

通常の扶養義務者		提出書類
組合員本人		源泉徴収票の写し（令和5年分）
他の扶養義務者	① 公務員 （公立学校共済組合以外）	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可）
	② 民間企業勤務	
	③ 事業所得、農業所得、不動産所得がある方	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 確定申告書及び損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）等の写し（P 7、（* 2）参照）
	④ 株等譲渡収入がある方	（NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合） ・ 所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
		（確定申告をしている場合） ・ 所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） ・ 確定申告書の写し（個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと） ・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
	⑤ 公的年金受給者	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 障害、遺族等の公的年金を受けている場合、当該年金に係る年金額改定通知書の写し
		所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 年金額が記載された書類の写し（最新のもの）
	⑥ 私的年金受給者	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 年金額が記載された書類の写し（最新のもの）
	⑦ パート・アルバイト	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可）

※ 通常の扶養義務者の所得証明書は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

※ 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。

- 子の特別認定において、組合員とその配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度（多い方の1割以内の差額）であれば、認定が可能です。
- 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となることがありますので、別紙2「扶養事実届（検認用）」（P 12）の「IV通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。送金を受けていない場合は収入比較は不要です。
- 育児休業中の組合員の収入は、育児休業を取得していないとしたならば受給できる給与等の額で比較します。育児休業に入る直前の「源泉徴収票」の写しを提出してください。また、被扶養者が子の場合は提出不要です。